

建設工事における週休2日の取組について

1 趣旨

建設業における働き方改革を推進し、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的として、本市では、建設工事における週休2日の取組を推進しています。

このたび、週休2日の取組が進展している状況や、国及び県における制度の見直しを踏まえ、より一層の週休2日の推進を図るため、本市の制度についても内容を一部見直しましたのでお知らせします。

2 見直し内容

(1) 経費の補正の廃止

これまで対象工事において実施してきた経費の補正については、廃止します。

(2) 「発注者指定型」及び「受注者希望型」の区分の廃止

「発注者指定型」及び「受注者希望型」の区分を廃止し、対象工事を原則請負設計金額500万円以上の工事のうち、発注者が指定したものとします。

対象工事の場合は、受注者が工事着手前に週休2日の実施の旨を申し出た工事について、現場閉所又は現場休息の達成状況を確認します。

(3) 「通期の週休2日」の廃止

週休2日の区分における「通期の週休2日」を廃止します。

(4) 工事成績評価について

週休2日適用工事を実施した場合、週休2日の区分における「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組状況に応じ評価を行います。

3 実施時期

2026年（令和8年）10月1日以後に発注者が指定した工事について実施します。